

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)3年度事業実績及び4年度事業計画等

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関		
				R3年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等					
1	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。	◆制度を活用するため、担当者の制度説明や対応力の向上が必要 ◆相談者から福祉保健所への直接の相談が少ない。 ◆制度の周知の拡大 ◆町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆問合せのあった町村担当職員に対して制度について説明実施。 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員へ制度について説明	◆ホームページの情報更新については、古い情報にリンクしていることもあるため、定期的に確認する必要がある。 ◆相談者には「しおり」を配付し、問合せ以外の活用可能な制度の情報提供や相談窓口を紹介。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員に現行制度について説明	◆町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員に現行制度について説明	◆ホームページの情報更新については、古い情報にリンクしていることもあるため、定期的に確認する必要がある。 ◆相談者には「しおり」を配付し、問合せ以外の活用可能な制度の情報提供や相談窓口を紹介。	福祉保健所		
			イ 相談窓口の周知											
2	1 情報提供の強化・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供	◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携 ◆組織改正に伴う相談窓口の変更の周知	◆ホームページ等による周知を実施	◆相談情報の発信を行うことができた。	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供	◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携	◆ホームページ等による周知を実施		障害福祉課		
			イ 相談窓口の周知											
3	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターや支援制度の認知度を向上させるため、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知の実施	◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月～) 配布部数: 21,000部、配布先: 34市町村外863箇所 ◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時、戸籍担当窓口への設置を依頼 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布(チラシ)配布部数 1,380部、配布先: 46か所(カード)配布部数 1,390枚、配布先: 45か所 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(7月)配布部数 3,460部、配布先: 34市町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆ひとり親家庭相談支援アプリの広報チラシを県内児童扶養手当受給世帯へ送付(3月) ◆センターへの相談件数 691件(R3.6～R4.3)(前年度: 846件)	◆4月～5月はひとり親家庭等就業・自立支援センターが休所となったが、新たな委託先とともにセンターの周知や、各種支援情報が必要な家庭に確実に届けるための仕組みづくりを行った。 ◆「しおり」の表紙・裏表紙のデザインを一新するとともに、コンビニでの配布など機会を捉えて周知を図った。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆ひとり親家庭支援センターホームページやSNSを利用した情報提供 ◆ひとり親家庭支援センターや支援制度の認知度を向上させるため、市町村・関係機関への制度の説明・周知の実施 ◆ひとり親家庭相談支援アプリの広報及びアプリを利用した情報提供、配信を開始(R4.4月～)	◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月～) 配布部数: 17,000部、配布先: 34市町村等 ◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時、戸籍担当窓口への設置を依頼 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターのチラシ、カードの配布(チラシ)配布部数 990部、配布先: 48か所(カード)配布部数 990枚、配布先: 48か所 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(7月)配布部数 3,450部 ◆配布先: 34市町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所 ◆ひとり親家庭支援センターホームページやSNSを利用した情報提供(通年) ◆ひとり親家庭相談支援アプリを利用した情報提供、配信(LINE登録者数1,564人) ◆センターへの相談件数 850件(電話・来所等: 686件、LINE: 164件)	◆アプリの運用開始等についてマスコミを通じた広報等により、ひとり親家庭支援センター及びアプリの周知につながり、相談件数やアプリ登録者数が増加した。	子ども家庭課		
			イ 相談窓口の周知											
4	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知	◆消費生活相談窓口の周知 ◆情報紙等の配布 ◆くらしネットKochi 101,600部(年4回発行) HPやSNSでの情報発信	◆情報を受け取る方が固定化しており、これ以外の方にどのように情報を届けるか。	◆くらしネットKochi発行(R3.7月・9月・11月・R4.2月発行) ◆SNS(Facebook111回、Instagram111回)配信	◆わずらわしさはあるが、SNSのフォロワー数も増えている。県民に広く情報を届けるため、今後とも効果ある広報手段を検討していく。	◆消費生活相談窓口の周知 ◆情報紙等の配布 ◆くらしネットKochi 98,000部(年4回発行) HPやSNSでの情報発信	◆情報を受け取る方が固定化しており、これ以外の方にどのように情報を届けるか。	◆くらしネットKochi発行(R3.7月発行) ◆SNS(Facebook29回、Instagram67回)配信	◆わずらわしさはあるが、SNSのフォロワー数も増えている。県民に広く情報を届けるため、今後とも効果ある広報手段を検討していく。	県民生活課		
			イ 相談窓口の周知	◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 ポスターを路線バス40台、バス待合所3か所に掲示 DV相談ナビ周知カード 4,000枚 ◆各種広報媒体による啓発活動 ラジオ番組による広報(RKCラジオ、11/12) 高知城パープルライトアップ(11/14,15) パネル展示による啓発	◆広報手段の確保 ◆庁内の協働体制の構築	◆パネル展示によるDV・デートDVの啓発(県庁1階で6/14～25、オーテピアで6/19～25) ◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 啓発ポスターを路線バス40台、バス待合所3か所に掲示 チラシ 7,000枚 ◆各種広報媒体による啓発活動 ラジオ番組による広報(RKCラジオ、11/16) 高知城パープルライトアップ(11/12,13)	◆啓発活動に関しては数値化して効果を計ることが難しいが、全体の底上げのためにも、今後とも広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。			◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 43,500枚 啓発ポスターを路線バス40台、バス待合所3か所に掲示 チラシ 7,000枚 ◆各種広報媒体による啓発活動 ラジオ番組による広報(RKCラジオ、11/15) 高知城パープルライトアップ(11/12,13) のぼり旗設置(11/12～25) パネル展示による啓発	◆若年層を含む幅広い層に情報を届けるために、広報手段の多様化などの工夫が必要 ◆関係機関の協働体制の構築	◆パネル展示によるDV・デートDVの啓発(県庁1階で6/20～24) ◆今後とも広報・啓発活動を継続して実施 ◆若年層への効果的なSNSによる情報発信の検討が必要	人権・男女共同参画課	
				◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへの効果的な誘導	◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止を原因とした広報機会損失や、企業訪問の機会減少	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの動画、就職成功体験談等の情報発信(随時) 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(4回)	◆利用者(個人・企業)の増に向けたPRの強化			◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへの効果的な誘導	◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止を原因とした広報機会の損失、企業訪問の減少	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの情報発信(随時) 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(2回)	◆引き続き各種広報媒体を用いた周知を実施	人権・男女共同参画課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)3年度事業実績及び4年度事業計画等

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R3年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等			
5	1 相談体制の提供・強化	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動についてHP等により広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地域での浸透	◆各種行事等において、民生委員・児童委員活動の啓発を実施	◆各地域において、民生委員・児童委員の活動に対する理解が深まった。	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動についてHP等により広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地域での浸透	◆各種行事等において、民生委員・児童委員活動の啓発を実施	◆各地域において、民生委員・児童委員の活動に対する理解が深まった。	地域福祉政策課
6	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談(R4.8修正)	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆来所が難しい方への出張相談や、オンラインの利用等による相談の利便性の向上。 ◆SNS等のツールを活用した情報発信の強化。	◆相談員の育成とともに、センターの専門性を活かした支援ができるよう、関係機関との連携を含めた相談支援体制の強化 ◆来談者を受け入れるだけでなく、活動範囲を広げ、支援が必要な対象者に向けて積極的に情報発信を行う体制作り	◆センターへの相談件数 691件(R3.6～R4.3) (前年度:846件) ◆法律相談 利用者数:68人(司法書士42人、弁護士26人) ◆利用者数:68人(司法書士42人、弁護士26人)のうち養育費に係る相談:40人(前年度:法律相談84人、うち養育費に係る相談36人) ◆専門家相談(R3.7月～) 心理カウンセラー:8人、社会福祉士:17人、ファイナンシャルプランナー:12人、キャリアコンサルタント:1人 ◆センターの開所時間の延長(R3.6月～) ・火・木曜日は19時30分まで開所 ◆オンラインによる支援:1件(プログラム策定)	◆R3.4～5月はセンターが休止していた影響を除けば、相談件数は前年度と同程度である。 ◆法律相談では、養育費に関するものを含む相談件数が約6割となっている。 ◆新たな取組として専門家相談を開始したこと支援体制の充実につながった。 ◆相談者数延べ38人 ◆19時30分まで開所時間を延長したことによる相談件数の増加は見られない。	◆総合的な支援を行う機関として、高知家の女性しごと応援室、ハローワーク、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携した相談支援を実施し、必要に応じて適切な関係機関につなぐ。 ◆養育費等の問題に対応できる弁護士相談の枠を増加。(月4人→月8人) ◆ひとり親家庭相談支援アプリを活用した情報提供、配信及びチャットによる相談受付を開始。 ◆遠方の方も利用可能なオンライン相談を拡充。	◆センターの専門性を活かした支援ができるよう、関係機関との連携を含めた相談支援体制の強化	◆センターへの相談件数 850件(電話・来所等:686件、LINE:164件) ◆法律相談 利用者数:45人(司法書士18人、弁護士27人) ◆うち養育費に係る相談:15人 ◆専門家相談 心理カウンセラー:5人、キャリアコンサルタント:10人、社会福祉士:10人、ファイナンシャルプランナー:7人	◆新たな相談ツールとしてLINEアプリ(チャット)の利用がされるとともに、電話や来所による相談件数が増加した。 ◆6月は弁護士相談の全校(8人)が埋まる等、課題解決に向けて必要な方の利用が進んでいる。	子ども家庭課
7	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○県福祉保健所における相談	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・市町村担当者会(保健師等)で制度について説明 ・制度利用の相談時には、町村、本課、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談対応能力の向上 ・制度についての所内勉強会の開催	◆情報が必要な人に周知できるしくみの構築 ・福祉保健所及び町村の担当職員は異動等で変わるため、年度当初は各制度の把握が不十分なことが多い。 ・支援制度活用が少ない町村担当者への理解促進 ・各支援制度の把握と活用 ・対象者への制度の周知 ・所内でのスムーズな情報の共有化 ・市町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・福祉保健所職員の制度理解を含めた相談能力向上	・生活保護係と制度の情報共有を図った。 ・必要に応じて町村や関係機関と情報交換し連携を促進 ・担当者会に参加し制度の理解を深め必要な事務手続きの基礎を学んだ。 【安芸福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金 実施1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【中央東福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付5件 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金 実施1件 ・高等職業訓練促進給付金 実施3件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付2件 【須崎福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付3件 【幡多福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付13件	・相談者の状況を確認しながら、必要な情報提供や申請等の支援を実施。 ・引き続き町村及び所内関係職員の制度理解を深めると共に、連携強化が必要。	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・市町村担当者会(保健師等)で制度について説明 ・制度利用の相談時には、町村、本課、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談対応能力の向上	◆支援制度活用が少ない町村担当者への理解促進 ◆各支援制度の把握と活用 ◆対象者への制度の周知 ◆所内でのスムーズな情報の共有化 ◆市町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆福祉保健所職員の制度理解を含めた相談能力向上	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆所内での情報の共有化 ◆生活保護担当との情報共有及び連携 ◆職員との相談対応能力の向上 【安芸福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付0件 【中央東福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付6件 【中央西福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【須崎福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【幡多福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付6件 ・高等職業訓練促進給付金1件	◆相談者の状況を確認しながら、必要な情報提供や申請等の支援を実施。 ・引き続き町村及び所内関係職員の制度理解を深めると共に、連携強化が必要。	福祉保健所
8	強化 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○教育関係機関における相談	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置(巡回型・派遣型)	◆SC、SSWの専門性の向上や各学校の校内支援会でのSC・SSWの効果的な活用、協議の質的向上を図る必要がある。	◆SCの相談件数、SSWの支援回数、校内支援会の活用率等、SC・SSWの活動状況の把握を通して、効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置	◆SC、SSWの専門性の向上や各学校の校内支援会でのSC・SSWの効果的な活用、協議の質的向上を図る必要がある。		◆SCの相談件数、SSWの支援回数、校内支援会の活用率等、SC・SSWの活動状況の把握を通して、効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。		人権教育・児童生徒課
9	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○市町村社会福祉協議会等における相談	◆生活困窮者自立相談支援事業委託 ◆町村社協へのヒアリング 自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。 ◆市へのヒアリング 事業実施上の課題等を把握するとともに、任意事業未実施の市に対しては実施に向けて積極的に取り組むよう働きかける。 ◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会開催 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催	◆従事者研修については、現場の実情に沿ったものとなるよう、自立相談支援機関の意見を踏まえたうえで、内容を組み立てていく必要がある。	◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協) 新たに6町村社協に支援員を加配 ◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等へ書面により調査 ◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会 ・第1回実務者研修 令和3年9月10日 参加者45人 ・第2回実務者研修 令和3年11月4日 参加者47人 ・初任者研修(後期人材養成研修) 令和4年1月24日 参加者22人 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会 ・幡多ブロックのみ開催 (その他ブロックはコロナの影響により書面開催又は中止) ・全体会をオンデマンド方式による動画共有により実施	困窮に至った原因が複合的な場合もあり、支援に時間が掛かることも多い。そのため、生活困窮者に対する包括かつ継続的な伴走型の支援を実施することが重要となり、効率的・効果的な支援の実施や研修による支援者のスキルアップが必要。 また、各市町村や実施機関との情報共有等も必要。 令和5年1月からは生活福祉資金の特例貸付けの償還が開始されるため、相談件数の増加が予想される。	◆生活困窮者自立相談支援事業委託 ◆新型コロナウィルス感染症、物価高騰などの影響を受けた方への支援 ◆町村社協へのヒアリング 自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。 ◆市へのヒアリング 事業実施上の課題等を把握及び情報共有を実施する。 ◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会開催 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催	◆新型コロナウィルス感染症、物価高騰などの影響を受けた方への支援	◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協) 令和3年度に引き続き、国の交付金を活用し、5町村に支援員等を加配し体制強化を行った。 ◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村の自立相談支援機関に対し書面により調査を実施し、集計結果について共有した。 ◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会 ・第1回実務者研修 令和4年7月21日 参加者51人 ・第2回実務者研修 令和4年10月7日 参加者35人 ・初任者研修(後期人材養成研修) 令和4年12月16日 参加者23人 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会 ・中央西ブロックで実施	◆従事者研修については、研修企画チームを編成し、定期的に研修企画検討会を開催し、現場の支援員のニーズを反映した内容の研修を実施することができている。 ◆令和5年1月から生活福祉資金特例貸付けの償還が開始されることから、償還が困難な方からの相談の増加や、償還が免除となった住民税非課税世帯等の低所得世帯に対する支援が必要。 ◆支援ニーズの増加や困難事例に対応するための体制強化が必要。	地域福祉政策課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)3年度事業実績及び4年度事業計画等

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関	
				R3年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証		
10	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。 ◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。 ◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行う。 ◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後に社会資源の情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村からの更生医療電話相談件数 R3実績:155件 ◆発達障害者支援センターでの相談件数 (R3実績) 電話相談:217件 来所相談:157件 訪問:12件 その他:2件 ホームページアクセス数:2,629PV ◆地域連携室での相談件数 (R3実績) 診療相談件数:1,865件 情報提供 手当関係:153件 事業所関係:223件 手帳関係:86件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある方や保護者からの相談等に対して適切に対応を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。 ◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。 ◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行うとともに、ホームページによる情報発信の充実を図る。 ◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後に社会資源の情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村からの更生医療電話相談件数 R4.8時点:68件 ◆発達障害者支援センターでの相談件数 (R4.8) 電話相談:154件 来所相談:65件 訪問:0件 その他:5件 ホームページアクセス数:2,075PV ◆地域連携室での相談件数 (R4.8) 診療相談件数:1,419件 情報提供 手当関係:101件 事業所関係:81件 手帳関係:45件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆実施後の分析、検証 	障害福祉課	
11	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆消費生活センターで受付けた相談内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆DV被害者等に対する、ハローワークや女性しごと応援室等の情報提供や女性相談支援センター職員(生活サポーター)による同行支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適切な関係機関に繋ぐ相談員の資質向上と情報共有に継続して取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等への情報提供(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き関係機関で情報共有を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆消費生活センターで受付けた相談内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受け付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関に適切につなぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆DV被害者等に対する、ハローワークや女性しごと応援室等の情報提供や女性相談支援センター職員(生活サポーター)による同行支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適切な関係機関に繋ぐ相談員の資質向上と情報共有に継続して取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等への情報提供(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き関係機関で情報共有を図っていく。 	県民生活課	
12	1 情報の強化提供・相談	実2 相談機能の充実	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆母子・父子自立支援員やひとり親家庭等就業・自立支援センターの相談員等の研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(5/17輪多、21中央東、24須崎、計35名参加) ◆令和3年度四国ブロック母子・父子自立支援員等研修会、母子家庭等就業・自立支援センター職員研修会及び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会合同研修会の実施(11/29:参加者5名) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆R3年度は、各福祉保健所の管轄区域ごとに担当者会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中央西と安芸地区が中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターの相談員等の研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(10/27web開催、61名参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆担当者会をwebでの開催としたこと、同一町村等で複数の参加がしやすくなった。 ◆開催時期について、市町村から年度早期の開催について希望があり考慮が必要。 	子ども家庭課	
13	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	ア ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん ○ 移動相談の実施 ○ 無料職業紹介事業の充実 (R4.8修正)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う。 ◆無料職業紹介事業 ・事業主に対し、ひとり親を雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆センターの広報の充実 ◆継続的に連絡がとれる就業相談者が少ないことから、求人情報の定期的な提供等の継続的な支援が十分にできていない。 ◆相談員のスキルアップ ◆新型コロナウイルス感染症に配慮した相談活動の在り方。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆就業相談、就業情報の収集・提供 ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆市町村での移動相談実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆移動相談では、事前のお知らせを児童扶養手当現況届の案内とともに送付していたが、当日の相談者はほとんどいなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う。 ◆ひとり親家庭相談支援アプリを活用した就業に関する支援機関や支援制度等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◆センターの広報の充実 ◆ひとり親家庭のニーズに合った企業開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ◆就業相談、就業情報の収集・提供 ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規求職者数:15人 ◆うち就職者数:3人 ◆女性しごと応援室に就労支援を依頼した件数:7人 	<ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き、女性しごと応援室への就労支援の依頼等を行っていく。 	子ども家庭課
14	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施 ◆公認心理師(臨床心理士)による心理的サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止を原因とした広報機会損失や、企業訪問の機会減少 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規相談者数 133人(累計2,900人) ◆相談件数 698件(累計9,767件) ◆就職者数 48人(累計960人) ◆出張相談回数:8回 ◆子育て支援センター等の訪問:109回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施27回 	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者(個人・企業)の増に向けたPRの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施 ◆公認心理師(臨床心理士)による心理的サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止を原因とした広報機会の損失、企業訪問の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規相談者数 133人(累計2,900人) ◆相談件数 814件(累計10,763件) ◆就職者数 57人(累計1,083人) ◆出張相談回数:8回 ◆子育て支援センター等の訪問:63回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施20回 	<ul style="list-style-type: none"> ◆今後は、応援室の知名度向上と新規相談者数増に向けたYouTube広告を実施 	人権・男女共同参画課	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)3年度事業実績及び4年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R3年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等			
15	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ウ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆認定就労訓練事業に対する理解促進 ◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等へ書面により調査 ◆認定就労訓練事業所の開拓 (R2年度末:7箇所→R3年度末:11箇所) ※県認定分	◆就労意欲が乏しいなど、就労の準備段階からの支援が必要な場合もあるため、積極的に事業の利用動向を行い、効果的な支援を行う必要がある。 ◆新たな事業所の認定に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていくことが必要。 ◆認定就労訓練事業の活用が進んでいないことから、事業を活用し就労に結びつけていくことが必要。	◆就労意欲が乏しいなど、就労の準備段階からの支援が必要な場合もあるため、積極的に事業の利用動向を行い、効果的な支援を行う必要がある。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓 ◆就労準備支援事業やハローワーク等と連携した就労支援の実施	◆認定就労訓練事業の活用が進んでいない。	◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村の自立相談支援機関に対し書面により調査を実施し、集計結果について共有した。 ◆認定就労訓練事業所の開拓 (R3年度末:11箇所→R4年.8月末:12箇所) ※県認定分 ◆就労準備支援事業実施状況(9月末) ・支援件数 136件(うちプラン対象 98件 非プラン対象 38件) ・他機関との協議等12件	◆認定就労訓練事業所の開拓(認定)が進んでいない。(R4は1件の認定のみ) また、訓練事業の活用もできていない。	地域福祉政策課	
16	2 就業支援の強化	援① 就業のための支援	エ 自立支援プログラム策定による支援	◆プログラム策定のための面談が困難な遠方の方などが利用しやすいようにオンラインでの面談を行う。	◆プログラム策定による支援についての効果検証。	◆支援要請者 14人 ◆就職者数 3人	◆R3.8月から住宅支援資金貸付が開始されたことに伴い、貸付要件であるプログラム策定の件数が増加した。 就職者数はR3年度末時点では3人であるが、その後ほとんどの方が就業している。	◆面談を通して個々のケースに応じたプログラム策定を行い、就業に向けた自立支援を行う。 ◆来所が困難な遠方の方などが利用しやすいよう、希望に応じてオンラインでの面談を行う。	◆支援要請者 15人 ◆就職者数 4人	◆全件が住宅支援資金貸付のためのプログラム策定となっている。	子ども家庭課	
17	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆広報用リーフレットの配布	◆自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の制度について拡充されていることから、利用者増に向け周知の強化が必要。 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がないため、周知の強化が必要。	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数:23人(市分22、町村分1) ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数:64人(市分57、町村分7) ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付人数:21人 (入学準備金8、就職準備金3、住宅支援資金10) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数:0人(市町村) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数:1人(高知市を除く) ◆給付金事業の広報用リーフレットの配布(7月) 配布部数:3480部 配布先:34市町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がないため、周知の強化が必要。 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の貸付件数は、前年度比▲3人と減っている。	◆自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆広報用リーフレットの配布	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がないため、周知の強化が必要。 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数1人(市分1、町村分0) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数:4人(高知市を除く) ◆給付金事業の広報用リーフレットの配布(7月) 配布部数 3,450部 配布先:34市町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所	◆自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業の利用者増に向け、周知の強化が必要。 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、町村分の利用実績がないため周知の強化が必要。 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)の貸付件数は、前年同期比で4人増えている。(R3:0人、R4:4人)	子ども家庭課	
18	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる支援(R4.8修正)	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(エクセル・ワード)	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定。 ◆新型コロナウイルスの感染防止に配慮した実施方法等を検討する必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座1回(ワード):受講者4人	◆新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、パソコン講座(エクセル)が開催中止となった。	◆ひとり親家庭支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(エクセル)	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定。	◆ひとり親家庭支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座2回(エクセル):受講者6人	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定	子ども家庭課
19	2 就業支援の強化	援② 資格や技能の取得への支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	委託訓練の実施計画 年間 75コース、定員956名 【短期訓練】 ・IT基礎系 42コース ・経理系 3コース ・介護系 8コース ・医療系 5コース 【長期高度人材育成コース】 ・17コース (うち介護系2コース)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	委託訓練の実施状況 【短期訓練】 ・IT基礎系 29コース、入校者379名 ・経理系 3コース、入校者39名 ・介護系 3コース、入校者32名 ・医療系 5コース、入校者58名 【長期高度人材育成コース】 ・11コース、入校者36名 (うち介護系2コース、入校者5名)	短期訓練、長期高度人材育成コースともに一定の定員充足率となっている。	委託訓練の実施計画 年間 65コース、定員750名 【短期訓練】 ・IT基礎系 31コース ・経理系 3コース ・介護系 7コース ・医療系 5コース 【長期高度人材育成コース】 ・19コース (うち介護系2コース)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	委託訓練の実施状況 【短期訓練】 ・IT基礎系 10コース、入校者148名 ・経理系 1コース、入校者20名 ・介護系 1コース、入校者7名 ・医療系 2コース、入校者21名 【長期高度人材育成コース】 ・13コース、入校者39名 (うち介護系2コース、入校者7名)	短期訓練、長期高度人材育成コースともに一定の定員充足率となっている。	雇用労働政策課
20	2 就業支援の強化	③ 事業主への啓発	ア 事業主への啓発の推進	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆訪問等による企業開拓:1件	◆効果的な取組について検討が必要。	◆ひとり親家庭支援センターによる求人企業開拓や、就業支援機関との連携による関係情報の収集を行う。	◆ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆訪問等による企業開拓:1件	◆効果的な取組について検討が必要。	子ども家庭課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)3年度事業実績及び4年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的な方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)		評価(C)(3年度末に更新してください)		改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R4.8月末)		評価(C)		担当課又は関係機関
				R3年度実施計画	実施上の課題等	実行(D)	評価(C)	R4年度実施計画	実施上の課題等	実行(D)	評価(C)					
21	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 ○ ひとり親家庭医療費の助成	◆児童扶養手当の支給 ・R3.3月～児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し→ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようになる。 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・R3.4月から3資金(事業開始資金、事業継続資金、修学資金)の貸付限度額の引き上げ ・貸付件数:187人(高知市131、県56) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員):12,752人(児童含む)	◆制度の周知を行うための市町村等との連携	◆児童扶養手当の支給 ・児童扶養手当受給者数(R4.3末)944人(町村分) ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給 ・1,017件 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数:41件(新規26、継続15) 高知市40件(新規26件、継続24件) ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施 ・受給対象者数(実人数):11,788人(児童含む)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数(高知市を除く)は、対前年度比93%(前年度:44件)	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・R4.4月から2資金(事業開始資金、事業継続資金)の貸付限度額の引き上げ ◆ひとり親家庭医療費助成事業	◆制度の周知を行うための市町村等との連携	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給 ・949件 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数:25件(新規14、継続11)※高知市含まず ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数(高知市を除く)は、対前年同期比114%(前年同期:22件)、修学資金(本年:19件、前年同期:21件)は減少しているが、技能習得資金、修業資金、生活資金において1、2件ずつ増加している。	子ども家庭課				
22	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度などを情報提供するとともに、適正な貸付を実施。	◆制度の周知	◆県社会福祉協議会において、制度の周知を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施。特例貸付により、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した方への貸付も実施。	◆プライバシーに配慮した適正な貸付を実施できている。引き続き、支援が必要な方に対し、制度の周知を行う。	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度などを情報提供するとともに、適正な貸付を実施。	◆制度の周知	◆県社会福祉協議会において、制度の周知を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施。特例貸付により、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した方への貸付も実施。	◆プライバシーに配慮した適正な貸付を実施できている。引き続き、支援が必要な方に対し、制度の周知を行う。	地域福祉政策課				
23	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 私立中学校等修学支援実証事業の実施(R3年度まで) ○ 私立学校等授業料の減免	◆厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○私立中学校等修学支援実証事業(授業料への支援) ○私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援)	◆私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 999,118千円(対象者4,182人) ○高校生等奨学給付金事業 支払実績額 62,327千円(対象者566人) ○私立中学校等修学支援実証事業(R3年度事業終了) 支払実績額 18,215千円(対象者160人) ○私立学校授業料減免補助事業 支払実績額 114,314千円(対象者1,704人)	◆各事業ともに、対象となるすべての小中高学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。	◆厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援) ※実証事業の終了に伴い、支援を拡充	◆私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 259,418千円(I-四半期分) ○高校生等奨学給付金事業 8月15日第1回分申請書提出期限 ○私立学校授業料減免補助事業 11月25日申請書提出期限 ・全ての小中高学校において、減免制度が実施されている。 ○私立学校授業料臨時特例支援事業 11月25日申請書提出期限 ・コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者を支援	◆各事業ともに、対象となるすべての小中高学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。	私学・大学支援課				
24	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 無利子奨学金の貸与	・要件を満たす希望者への支給・貸与 ・制度の周知	◆制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	・要件を満たす希望者への支給・貸与 ・制度の周知	◆制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	高等学校課				
25	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆特になし	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、教育関係経費を補助 ◆712名の幼児児童生徒に対して、89,389,832円補助した。		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆特になし	特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ教育関係経費を補助		特別支援教育課				
26	3 経済的支援の充実	流② 養育費の確保及び面会交流	ア 広報・啓発活動の実施	◆支援を必要としている方に支援情報が届くよう、多様な方法による情報発信を強化する。 ・SNS等を活用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの業務内容の周知 ・出張相談の実施	◆関係機関との連携、効果的な周知方法	◆センターのチラシの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆センターのLINE公式アカウントによる情報発信(通年) ◆移動相談:8/6~17に実施(香南市、佐川町、南国市、いの町、四万十市、土佐清水市)(香美市は中止)	◆センターは4、5月休所であったためセンターへの相談件数は前年度と比べ減少した。(R2:946件、R3:691件)	◆支援を必要としている方に支援情報が届くよう、多様な方法による情報発信を強化する。 ・SNS等を活用したひとり親家庭支援センターの業務内容の周知	◆関係機関との連携、効果的な周知方法	◆センターのチラシの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆ひとり親家庭相談支援アプリによる法律相談等の情報提供(通年)	◆離婚前の方からの養育費等に関する法律相談が多い。	子ども家庭課				
27	3 経済的支援の充実	交② 養育費の確保及び面会交流	イ 法律相談の充実	◆オンラインによる法律相談の実施 ◆センター相談員の養育費に関する研修会への参加	◆相談回数の変更やオンラインによる実施は弁護士会との調整が必要である。	◆法律相談 法律相談利用者数:68人(司法書士42人、弁護士26人) うち養育費に係る相談:40人(前年度:法律相談84人、うち養育費に係る相談27人)	◆法律相談件数のうち、養育費に関する相談を含むものは59%を占めている。	◆法律相談の実施 ・弁護士による相談枠を拡大(R3:3月4人→R4:月8人)。 ・希望者にはオンラインにより実施 ◆センター相談員の養育費に関する研修会への参加	◆弁護士相談における相談時間は短い(1回約25分)ため、効果的な実施のための事前支援等	◆法律相談 法律相談利用者数:45人(司法書士18人、弁護士27人) うち養育費に係る相談:15人 ・希望者に対してオンラインによる相談を実施(1件)	◆弁護士による法律相談枠を増やしたことで、弁護士相談の件数が増加している。	子ども家庭課				

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)3年度事業実績及び4年度事業計画等

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関	
				R3年度実施計画	実施上の課題等			R4年度実施計画	実施上の課題等				
28	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	ア 保育サービス等の充実 ○ 保育所等優先的利用の推進 ○ 保育サービス等の充実 ○ 保育料の軽減	◆ 保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村140か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 4市12か所 ・一時預かり 25市町村110か所 ・病児保育 10市町村24か所	・さらなる保育サービスの充実に向けては、人材の確保が課題	・アウトプット(結果)インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・引き続き財政支援とともに、事業実施に必要な人材育成に取り組む。	◆ 保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村143か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 3市9か所 ・一時預かり 25市町村110か所 ・病児保育 9市町村21か所	・さらなる保育サービスの充実に向けては、人材の確保が課題	・補助金による財政支援 国費の交付決定は11月の見込み ・事業実施に必要な人材の育成 子育て支援員研修基本研修(6月~7月) 修了者210名 家庭的保育者認定研修(6月~)	・引き続き財政支援とともに、事業実施に必要な人材育成に取り組む。	幼保支援課	
29	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進	◆ 里親家庭の確保及び里親委託促進のための里親制度に関する広報啓発活動の推進 ◆ 事業を行っていない市町村に対して助言・働きかけ	◆ 里親希望者の開拓	◆ ホームページやチラシ等において里親制度や各行事開催などに関する広報の実施 ◆ 里親説明会の実施(16回) ◆ パネル展の開催(8回) ◆ 里親制度の広報や説明会等の開催により、里親希望の相談につながりつつあり、効果が上がっている。	◆ 里親制度に関心のある方に必要な情報が行き届くよう、ターゲットを絞った広報啓発を行う必要がある。 ◆ 市町村に対し里親の活用について働きかけを続けていく必要がある。	◆ 里親家庭の確保及び里親委託促進のための里親制度に関する広報啓発活動の推進 ◆ 民生委員や住民向けに里親制度の説明会等の実施(6回) ◆ パネル展の開催(1回)	◆ 地域により里親が少ない状況があるため、子育て短期支援事業を実施する際に、近隣に里親がない場合があり、今後も里親希望者の開拓が必要。	◆ ホームページにおいて里親制度や各行事などに関する広報の実施 ◆ 民生委員や住民向けに里親制度の説明会等の実施(6回) ◆ パネル展の開催(1回)	◆ 里親制度の広報や説明会等の開催により、里親希望の相談につながっている。 ◆ 里親登録件数は増加しており、引き続き、子育て短期支援事業での里親の活用を市町村に働きかける必要がある。	子ども家庭課	
30	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 放課後児童クラブ等の充実 ○ 放課後児童クラブの優先的利用等の推進	◆ 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ① 運営費等補助(うち高知市) ※ 小学校のみ 子ども教室 141(41) 児童クラブ 189(94) 計 330(135)か所 ② 児童クラブ施設整備への助成 3市5か所(計画) ③ 放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④ 利用料減免助成等 ⑤ 食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥ 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 6回 ・児童発達理解研修 5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月 ◆ 地域学校協働本部事業 ① 運営費等補助 33市町村150本部222校10園 ※ 他、高知市が46本部46校 学校組合が1本部2校 県立学校 8本部8校 ② 食育学習を行う地域学校協働本部への助成 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域コーディネーター研修会 東・中・西部×2回 ・市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月 ④ 学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援 ・地域学校協働本部実践ハンドブックを活用し、訪問活動による学校等への助言	◆ 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	◆ 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ① 運営費等補助(うち高知市) ※ 小学校のみ 子ども教室 142(41) 児童クラブ 186(90) 計 328(131)か所 ② 児童クラブ施設整備への助成 3市5か所(計画) ③ 放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④ 利用料減免助成等 ⑤ 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 3回 ・児童発達理解研修 6回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・市町村訪問 8~9月 ・取組状況調査 7~8月	◆ 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の97.3%以上に新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置された。 ・引き続き、待機児童等の解消や、活動内容の充実を図るため、国や県の実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行っていく。	◆ 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ① 運営費等補助(うち高知市) ※ 小学校のみ 子ども教室 142(41) 児童クラブ 186(90) 計 328(131)か所 ② 児童クラブ施設整備への助成 3市5か所(計画) ③ 放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④ 利用料減免助成等 ⑤ 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 3回 ・児童発達理解研修 6回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・市町村訪問 8~9月 ・取組状況調査 7~8月	◆ 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	◆ 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ① 運営費等補助 33市町村151本部215校12園 ※ 他、高知市が48本部48校 学校組合が1本部2校 県立学校 9本部9校 ② 活動内容の充実と人材育成 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域コーディネーター研修会 東・中・西部×2回 ・市町村訪問 9~11月 ・取組状況調査 7~8月 ④ 学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援 ・地域学校協働本部実践ハンドブックを活用し、訪問活動による学校等への助言	◆ 地域学校協働本部事業 ・設置は順調に進んでいるが、市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	◆ 地域学校協働本部事業 ・コロナ禍における地域住民の活動への参画について、課題や留意点を引き続き整理していく必要がある。また、市町村や学校によって活動内容に差があるため、学校等への助言を続ける。 ・高知県版地域学校協働本部への展開の意義を地域や学校に浸透させる必要があるため、地域・学校の状況に応じた個別支援を続ける。	生涯学習課

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R3年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等			
31	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実 (量の確保) ・市町村合同ヒアリング(母子保健、児童福祉、子育て支援) ・現状把握 ・各部門間の連携状況の確認 ・関係機関との連携状況の確認 ・地域子育て支援センターへの訪問・実態把握 ・子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 (質の確保) ◆人材育成 ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ○地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 ・子育て支援員現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) ・認定者と現場とのマッチング ・福祉人材センターへの登録 ・利用者支援事業子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修 ◆機能強化 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の活用 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーによるセンターへの取り組み支援 (高知版ネウボラの推進) ・ネウボラ推進事業 ・市町村に対し専門家等を派遣しネウボラ機能を強化するための指導・助言を実施 ・市町村におけるネウボラの取り組みの優良事例を横展開するためのセミナーの実施	◆市町村における高知版ネウボラについては、関係機関による連携体制が一定構築されてきているが、更なる質の向上が必要。 ◆子育て家庭のニーズに応じた相談支援や情報提供等適切な支援を行う子育て支援者の育成が必要	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 (量の確保) ・設置状況 23市町村1広域連合49か所 ・市町村訪問 ・市町村合同ヒアリングの実施 各市町村の母子保健・児童福祉・子育て支援の各部門間の連携体制等の状況把握:6月~8月 29市町村 ・地域子育て支援拠点運営に対する補助 ・地域子育て支援事業費補助金活用 :21市町村 ・地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金活用 :2町村1広域連合 (質の確保) ◆人材育成 ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ○子育て支援員専門研修 :7/3 40名受講し40人認定 ○地域子育て支援センター施設長研修 :6/28 17名 ◆機能強化 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の活用 :11市町村 1広域連合 ・応援コーナーによる拠点への出張相談:17か所(30件) (高知版ネウボラの推進) ・高知版ネウボラ推進セミナー(オンライン開催):7/28 21市町村1広域連合参加 ・アドバイザー派遣:8/23 香南市	◆コロナの影響等により地域子育て支援センターの利用者は減少傾向 ◆すべての市町村で高知版ネウボラの体制が整いつつあるが、母子保健・児童福祉の連携に加え、教育も含めた切れ目のない連携体制や専門性等に課題がみられる市町村もある。	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実 (量の確保) ・子育て支援サービスの認知度向上に向けたデジタルプロモーションの実施(動画やSNSを活用した若い世代への広報活動) ・妊娠・出産・子育て応援サイト「こちプレまnet」のリニューアル ・子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 (質の確保) ◆人材育成 ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ・地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 ・子育て支援員現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) ・認定者と現場とのマッチング ・福祉人材センターへの登録 ・子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業・利用専門家支援事業(基本型)) ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(利用者支援事業(基本型)) ◆機能強化 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の活用 (高知版ネウボラの推進) ・市町村合同ヒアリング(6月~8月):32市町村1広域連合	◆各市町村の子育て支援の取組は年々充実しているが、子育ての安心感はまだ十分に実感されておらず、子育て支援サービスの認知度を高める取組が必要 ◆子育て家庭のニーズに応じた相談支援や情報提供等適切な支援を行う子育て支援者の育成が必要 (量の確保) ◆人材育成 ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ・地域子育て支援センター施設長研修 :7月15日 25名 ◆機能強化 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の活用 :11市町村 1広域連合 (高知版ネウボラの推進) ・市町村合同ヒアリング(6月~8月):32市町村1広域連合	◆利用者の減少によりR4.3月末に1センター廃止となったが、R4.4月に高知市及び大豊町で新たに地域子育て支援センターが開設されたため、設置数は1増となっている。 ◆今年度は子育て支援員専門研修(地域子育て支援拠点事業)の申込者が昨年度の3倍近くの人数となり、研修会を3回実施することとした。(研修の申込者が増加した要因としては、今年度の子育て支援員基本研修の募集を、幼保支援課がインスタグラム等SNSを活用し広報したことによるもの)	子育て支援課	
32	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ ファミリー・サポート・センターの設置の促進	◆ファミリー・サポート・センターの開設準備、設置・運営への支援 ◆会員の増加に向けた市町村講習実施への支援及び研修の実施 ◆制度の周知に向けた各種広報媒体によるセンターのPR	◆会員の確保が困難(特に解説から年数が経過しているセンターでは増加数が少ない) ◆制度の認知度がまだ低く、更なる周知が必要である	◆新たなセンターの開設(土佐清水市10月予定) ◆市町村への電話等による設置検討支援(1市) ◆子育て支援員研修の実施(12名受講) ◆リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(1回)	◆会員数の増加が事業の活性化、更なる会員の確保とつながるよう、制度の周知を行うとともに市町村の講習の支援、県の講習を引き続き行って行くことが重要。	◆ファミリー・サポート・センターの開設準備、設置・運営への支援 ◆会員の増加に向けた市町村講習実施への支援及び研修の実施 ◆制度の周知に向けた各種広報媒体によるセンターのPR	◆会員の確保が困難(特に開設から年数が経過しているセンターでは増加数が少ない) ◆制度の認知度がまだ低く、更なる周知が必要である	◆市町村への訪問・電話等による設置検討支援(2市2町) ◆子育て支援員研修の実施(9/10実施予定) ◆冊子、リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(1回) ◆新聞広告(1回) ◆広報動画(CM用)作成、放送(シネアド8月) ◆チラシ作成・配布	提供会員:941人(R4.6末時点)	子育て支援課
33	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子どもの居場所づくりへの支援	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○ 開設の手引きの改訂 ○ 子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 (1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ○ 子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○ 子ども食堂と地域の支援機関等との連携構築(4市) (3)人材・食材の確保 ○ スタッフ養成講座の開催(4回) ○ ボランティア情報の提供 ○ 食材支援情報の提供 ◆子ども食堂支援事業費補助金による開設・運営費等の補助	・昨年度に引き続き、感染症対策を行いながら活動を継続する必要がある。 ・開催されている食堂のうち、約7割の食堂が弁当形式であり、見守り機能の低下が懸念される。 ・特に郡部において子ども食堂が貧困対策であるというイメージが残っている。	◆子ども食堂設置数 ・20市町88箇所(R3新規開設数8箇所) ◆子ども食堂支援事業補助金 ・感染症対策への支援継続 ・補助メニューの追加(備品購入経費、食堂移転に伴う改修費、食品衛生責任者養成講習会受講料) ・交付実績36件 ◆子どもの居場所づくりネットワーク会議 & スタッフ養成会議の開催(4箇所44人) ◆スクールソーシャルワーカーとの連絡協議会の開催(4箇所24人) →コロナ禍であり、R3年度末の食堂開催は半数程度であったが、連絡協議会の開催により、子ども食堂を地域の関係機関が互いの活動を共有し、支援が必要な子どもをつなぐためのネットワークを構築した	・未開設地域での立ち上げとともに定期的な開催を行う子ども食堂の更なる拡大が必要 ・支援の必要な子ども等を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の強化が必要 ・食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の拡充や家庭の教育力の向上への支援が必要 ・新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策が必要	◆子ども食堂の立ち上げ及び定期的な開催への支援 ・子ども食堂支援事業費補助金による開設・運営への支援(広報経費や行事食の提供への支援など補助メニューの拡充) ・子ども食堂取組事例紹介シンポジウムの開催(1回) ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) ・未開設地域に所在するあったかふれ合いセンターでの子ども食堂実施への働きかけ ◆支援が必要な子どもを地域の支援機関につなげる取組 ・子ども食堂とスクールソーシャルワーカーや市町村・市町村社協など地域の支援機関との情報交換会の開催(4回) ◆見守り機能の充実や家庭の教育力の向上につなげる取組 ・スタッフ養成講座(衛生管理、子育て支援に関する講座)の開催(4回) ・補助金のメニューで子育て・学習支援経費を補助	・未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす ・子ども食堂と地域の支援機関との関係づくり ・子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる ◆子ども食堂が学校、行政、社協等地域の関係機関と多様な形で繋がることの重要性の意識共有が図られた	◆子ども食堂設置数 ・20市町92箇所(R4新規開設数6箇所) ◆子ども食堂補助金交付決定41件 ◆子ども食堂ネットワーク会議 & スタッフ養成講座の開催(4箇所69人) ◆子ども食堂シンポジウムの開催(80人) →子ども食堂が学校、行政、社協等地域の関係機関と多様な形で繋がることの重要性の意識共有が図られた	子ども食堂を県全域に設置するとともに、子どもや保護者の居場所所に止まらず、困っている方の声を聞き、受け止め、必要な支援機関につなぐ「見守り支援」機能を充実することが必要	子ども家庭課
34	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	◆放課後等学習支援員配置状況 (計画) ・31市町村、1学校組合 ・小学校 130校 233名 ・中学校 74校 196名	◆中山間地域においては、地域内での人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材確保も見込めないケースがある。 ◆1人1台端末の整備が進む中で、放課後においても学習支援プラットフォームに掲載している単元テストシステム等の活用を検討していく必要がある。	◆放課後等学習支援員配置状況 当初 ・31市町村、1学校組合 ・小学校 120校 239名 ・中学校 70校 166名	◆年2回の執行見込額調査で新型コロナウイルス感染症の蔓延により、希望通りの配置とならなかった市町村に対し減額交付、人員確保等ができた市町村に対しては増額交付決定を行い、補助金を有効に活用できた。	◆放課後等学習支援員配置状況 (計画) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 133校 230名 ・中学校 72校 184名	◆中山間地域においては、地域内での人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材確保も見込めないケースがある。 ◆1人1台端末の整備が進むなかで、放課後等学習支援においても学習支援プラットフォームに掲載している単元テストシステム等の活用を促進していく必要がある。	◆放課後等学習支援員配置状況 (当初) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 126校 241名 ・中学校 72校 181名	小中学校課	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)3年度事業実績及び4年度事業計画等

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)		評価(C)(3年度末に更新してください)		改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R4.8月末)		評価(C)		担当課室又は関係機関
				R3年度実施計画	実施上の課題等	実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	実施後の分析、検証	実施後の分析、検証						
35	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援員事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策等の喫緊の課題等への対応や各校の本事業へのニーズ等を考慮し、全ての県立高等学校を対象として事業を実施。 令和3年度予算の時間数4,644時間(令和2年度予算より364時間増) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域内で学習支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間の確保ができない場合がある。 生徒の実態等により、1校当たりの上限以上の実施を希望する学校があり、その対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校31校にのべ75名を配置した。 支援員の配置を希望する学校への配置率:100% 生徒の実態等により、1校当たりの当初の上限を超えて実施を希望する学校に対して、予算の範囲内で追加の配置を実施予定。 学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力定着及び学力向上の一助となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援員事業のさらなる充実のため、課題や各校の要望等を整理する必要がある。 学習支援員確保の仕組みづくりと学習支援員の指導力向上の仕組みづくりが必要である。(大学生支援員確保の方策と教員免許を持つ人材の有効活用の方策の検討。) 	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策等の喫緊の課題等への対応や各校の本事業へのニーズ等を考慮し、全ての県立高等学校及び県立中学校を対象として事業を実施。 令和4年度予算の時間数5,144時間(令和3年度予算より500時間増) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域内で学習支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間の確保ができない場合がある。 生徒の実態等により、1校当たりの上限以上の実施を希望する学校があり、その対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校29校にのべ81名、県立中学校5校に7名をそれぞれ配置した。 支援員の配置を希望する学校への配置率:100% 生徒の実態等により、1校当たりの当初の上限を超えて実施を希望する学校に対して、予算の範囲内で追加の配置を実施した。 学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力定着及び学力向上の一助となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援員事業のさらなる充実のため、継続的に課題や各校の要望等を整理する必要がある。 学習支援員確保の仕組みづくりと学習支援員の指導力向上の仕組みづくりが必要である。(大学生支援員確保の方策と教員免許を持つ人材の有効活用の方策の検討。) 放課後補習等におけるデジタル教材の効果的な活用についての検討が必要である。 	高等学校課				
36	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実	<p>(ちぐさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加(20回以上) 要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活面での1対1の対応 心理療法回数・手法の充実 <p>(安芸和光寮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員及び相談員の活用(スーパーバイス)による支援のスキルアップを図る。 DVや虐待の連鎖を解消するために助産師や関係機関の協力を得、性教育等の心理教育の実施。 	<p>(ちぐさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ 	<p>(ちぐさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所世帯及び人数 22世帯53名 相談員研修参加 19回 ハローワーク等就労支援機関への同行 3名 心理療法相談回数 265回 <p>(安芸和光寮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所世帯 6世帯18名 心理療法 61回 相談員研修参加 3回 	<p>(ちぐさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 複雑で複合的な課題を有する母子世帯が増えている。職員による支援体制をより一層充実させるとともに、関係するそれぞれの専門機関等との連携をさらに強化していく必要がある。 <p>(安芸和光寮)</p> <ul style="list-style-type: none"> DVや虐待の連鎖を解消する為、リモートで研修へ参加する事が増えてきた。 DVや虐待の連鎖を解消する為、性教育は、継続する事が必要。 新型コロナウイルス感染防止のため施設内感染防止と個別対応や相談の継続。 	<p>(ちぐさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 複雑で複合的な課題を有する母子世帯への自立支援体制の整備 相談員研修参加(20回以上) 利用者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活面での1対1の対応 心理療法回数・手法の充実 <p>(安芸和光寮)</p> <ul style="list-style-type: none"> DVや虐待の連鎖を解消するために助産師や関係機関の協力を得、性教育の実施を継続する。 入所者の対するケース会や支援会等に積極的に参加する事により関係機関との情報や支援制度の活用により、入所者の自立に繋がる支援に努める。 	<p>(ちぐさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士や精神保健福祉士等の募集を定期的に行っているが応募者は極めて少なく専門人材が不足している。 <p>(安芸和光寮)</p> <ul style="list-style-type: none"> DVや虐待、貧困、精神的疾患等多様化する中で入所事由や入所者のニーズも多様化している中で限られた職員が関係機関とのように協働し支援を組み立てていくか。 	<p>(ちぐさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所世帯及び人数 24世帯60名 外部スーパーバイザーの配置や関係機関とのケースカンファレンスの積極的実施により、従前より専門的かつ多角的な支援や助言に繋げることができている。 福祉事務所と連携した就労支援就労者6名 心理療法相談回数 109回 <p>(安芸和光寮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所世帯 5世帯13名 心理療法 33回 相談員研修参加 1回 	<p>(ちぐさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部スーパーバイザーの配置や関係機関とのケースカンファレンスの積極的実施により、従前より専門的かつ多角的な支援や助言に繋げることができている。 福祉事務所と連携した就労支援就労者6名 心理療法相談回数 109回 	子ども家庭課				
37	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講じていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。 	<p>令和3年度県営住宅募集結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回(R3.5)、第2回(R3.8)、第3回(R3.11)、第4回(R5.2) ひとり親世帯応募者数 125世帯 同当選者数 24世帯 当選倍率 5.2倍 	<p>県営住宅への入居を希望するひとり親世帯への需要があることから、今後とも、制度の周知を図り、ひとり親世帯への支援を行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講じていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。 	<p>令和4年度県営住宅募集結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回(R4.5)、第2回(R4.8) ひとり親世帯応募者数 80世帯 同当選者数 19世帯 当選倍率 4.2倍 	<p>県営住宅への入居を希望するひとり親世帯への需要があることから、今後とも、制度の周知を図り、ひとり親世帯への支援を行っていく。</p>	住宅課				
38	実4 日常生活支援の充実	支② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。 	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付件数:住宅資金1件(高知市を除く) 転宅資金0件(高知市を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅資金は、両漏りの補修のための貸付。 転宅資金は、前年度に引き続き利用なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。 	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付件数:住宅資金0件(高知市を除く) 転宅資金0件(高知市を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 転宅資金の申請予定(1件)あり 	子ども家庭課				